

第四計画期間のトップレベル事業所認定制度 (パブリックコメントの実施結果と制度改正事項の整理)

優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会（第1回）
令和5年7月27日（木曜日）16：00～17：30
オンライン会議

- 1 パブリックコメントの実施結果（概要）
- 2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

- 1 パブリックコメントの実施結果（概要）
- 2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

1 パブリックコメントの実施結果（概要）

<意見募集の概要>

キャップ&トレード制度の第四計画期間（2025～2029年度）の削減義務率等、13項目(トップレベル事業所認定の仕組みを含む)に関する意見を募集

- 意見募集期間：令和5年5月22日(月曜日)から同年6月20日(火曜日)まで (30日間)
- 意見提出方法：電子メール、郵送
- 意見提出総数：100件(21事業者・団体・個人) うち**トップレベル事業所認定制度に関するもの16件(10事業者・団体)**

事項番号		事項	件数
トップレベル事業所 認定の仕組み	(1)	認定区分と認定方法	1件
	(2)	認定基準	2件
	(3)	認定による削減義務率等の取扱い	10件
	(4)	認定等の手続の負担軽減、公表等	3件

※件数は、意見の内容に最も近いと考えられる事項へ修正して集計

- 1 パブリックコメントの実施結果（概要）
- 2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

(1) 認定区分と認定方法

<主な御意見と都の考え方>

【主な御意見】 (認定区分に関する御意見無し)	【都の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ● 2050年のゼロエミッション化実現に向け、省エネ対策に加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進します。 ● トップレベル事業所の目標像として、「事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所」を掲げ、優れた事業所への転換を促進します。
-----------------------------------	--

<第四計画期間の認定区分（制度改正案）>

- 認定区分を3区分へ変更し、各認定区分にゼロエミッション化に向けた計画の作成、再エネ利用等を求め、取組のレベルを引き上げる
- すべての認定区分を、従来同様、同一の評価項目・基準を用いて評価する

【トップレベル事業所認定制度の新たな認定区分】

認定区分 ※名称は今後検討	優れた事業所	特に優れた事業所	新設	極めて優れた事業所
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	「優れた事業所」よりも更に省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	ゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネに加え、更に進んだ環境配慮等を推進	
認定水準	総合得点70点以上	総合得点80点以上	総合得点90点以上	
必須項目	・一般管理事項（評価項目Ⅰ：15項目） ・事業所及び設備の運用に関する事項（評価項目Ⅲ：13項目） ・事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項（評価項目Ⅴ：2項目）			
	・建物及び設備性能に関する事項（評価項目Ⅱ：21項目） ・事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（評価項目Ⅳ：1項目）			
不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、Ⅳ・Ⅴで2以内 (竣工年により、不合格要件の数は緩和)	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0	

※（ ）内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する

2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

(1) 認定区分と認定方法 (つづき)

<主な御意見と都の考え方>

【主な御意見】

(建築物環境計画書制度との連携への賛同の趣旨の非公表希望意見あり)

【全1件 うち非公表希望 1件あり】

【都の考え方】

- トップレベル認定を通じて、設計時に加え運用時も含めて高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所を増やすため、現行の認定方法に加え、「東京都建築物環境計画書制度」で一定レベル以上の評価を得ている建築物について、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設します。

<第四計画期間の認定方法 (制度改正案) >

- 各認定区分の基準を充足すれば、初回の申請から最上位、上位区分の認定を受けることが可能
- 建築物環境計画書制度との連携の場合、トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」について、建築物環境計画書における建築物の外皮性能と設備性能を活用して評価。その他の、運用等の評価項目は認定基準に沿って評価
- 建築物環境計画書の PAL*低減率 (BPI)、ERR (BEI)、及び ERR (BEI) で評価対象に含まれていない未評価技術*について、評価対象事業所の各値や取組の程度に応じて評価・得点換算

※ 未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術

【建築物環境計画書制度と連携するための方法】

評価項目	算出方法
PAL*低減率 (BPI)	評価点: PAL*低減率4%で0点、24%で1点 得点 : 評価点 × 45点 × 配点比率0.05
ERR (BEI)	評価点: ERR段階3※2で0.8点、ERR75以上で1点 得点 : 評価点 × 45点 × 配点比率0.85 × 調整率0.95
未評価技術	評価点: トップレベル評価項目の基準と同様 得点 : $\Sigma(\text{各トップレベル評価項目の評価点} \times \text{各トップレベル評価項目の重み係数}) \times 45点 \times \text{配点比率}0.1$

【建築物環境計画書制度と連携するための要件】

- ① 2017年度以降の様式によって提出された建築物環境計画書を対象とする
- ② 建築物環境計画書でERR(BEI)の段階3※2の事業所のみが対象。また、建築物省エネ法において、一部の基準適合のみで適合判定が可能な用途 (工場や情報通信、物流等) は対象外
- ③ 事業所の竣工後5年以内かつ最初の認定申請時のみ、連携可能
- ④ 既存事業所において建物が追加で建設された場合は、事業所の延床面積の80%以上が建築確認申請の対象となる時に連携可能

※2: 事務用途でERR(BEI) 40以上、等

2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

(2) 認定基準

<主な御意見と都の考え方>

【主な御意見】

- IV.4.2.【デマンドレスポンスに対応した設備の導入】について、上げDRが「蓄熱槽の利用」を、下げDRが「CGSの利用」を評価対象に含める設備となることを希望する。また、その評価認定容量基準があれば提示してほしい。

【全2件 うち非公表希望1件あり（既存項目の統廃合に賛同する趣旨の御意見）】

【都の考え方】

- エネルギーの需要側が、電気の供給状況に応じて需要量を増減させるデマンドレスポンスの重要性が高まっており、第4計画期間のトップレベル事業所認定制度においては、従来からの省エネ対策に加え、積極的な再エネ利用を評価する観点から新たに上げデマンドレスポンスに対応した設備の導入やZEV充電設備の導入を評価に加えます。また、小売電気事業者等とのインセンティブ型のデマンドレスポンス契約等も評価項目に加えることとしております。
デマンドレスポンスに対応する具体的な設備の種類や規模等の要件については、国内の検討状況や技術開発動向等も注視しながら、認定ガイドラインで早期にお示しできるよう、検討を進めてまいります。また、技術開発動向や国内の普及状況等に応じて、第4計画期間中にも、認定ガイドラインの基準等を見直してまいります。

<第四計画期間の認定基準（制度改正案）>

- 新たなトップレベル事業所の考え方に沿って、既存評価項目の見直し及び新設評価区分の項目設定を実施
- 再エネ利用に関する項目群では、従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定
- 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する項目群では、ゼロエミッション化・ZEB化のロードマップ策定や、CO₂排出量・一次エネルギー消費量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない進んだ取組に関する評価項目を設定

【第四計画期間の評価項目の構成と配点】 ※ 配点()内は現行基準の配点

		I 一般管理項目	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	合計	
評価項目の区分		1. CO ₂ 削減推進体制の整備 2. 図面・管理標準等の整備 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録 4. エネルギー消費量・CO ₂ 排出量の管理 5. 保守・点検の管理	1. 自然エネルギーの利用 2. 建物外皮の省エネルギー性能 3. 設備・制御系の省エネルギー性能	1. 運用管理 2. 保守管理	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用 3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用 4. 電気需要最適化	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減 2. 気候変動適応策 3. その他の環境配慮の取組		
配点	必須	10(10)	45(60)	25(30)	10(-)	10(-)	100	125
	一般							
	加点						25	
				25(20)				

新設

2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

(3) 認定による削減義務率等の取扱い

<主な御意見と都の考え方>

【主な御意見】

- 第4期から削減義務率が緩和なしとされているが、第4期からのトップレベル認定も見据えて4～5年前から多額の費用をかけ設備を更新している。CO₂削減は短期間ではできないことを理解してほしい
- 削減義務率減少の廃止は、新規・既設を問わず認定を検討している事業所に対して、影響が極めて大きい。減少措置は継続してほしい
- 第4期からの新規事業所も削減義務率の緩和措置をお願いしたい
- 第4期に、第3期途中で認定された事業所が継続して認定取得した場合、削減義務率減少が無くなる。トップレベルの認定取得や継続は業務負荷が大きく、高額な費用も発生しており、再度検討してほしい
- 減少措置がないとすると、今後の削減義務を考慮し建設時から省エネ対応を実施せずに、徐々に削減すればよいという発想が生まれてしまう。削減義務率の減少措置は継続してほしい。

【全10件 うち非公表希望 1件あり (認定の有効期間の特例に賛同する趣旨の御意見)】

【都の考え方】

- トップレベル事業所認定制度では、制度開始当初より、主に省エネにおける取組が特に優良な事業所を認定し、認定事業所には削減義務率の減少を認めてきました。しかし、現在、気候変動の影響が深刻化し、全世界で迅速かつ大幅な排出削減、ゼロエミッションに向けた取組が求められるようになるとともに、再エネの利用手法が多様化し、省エネだけでなく再エネ利用による排出削減が拡大してきております。
そのため、制度対象事業所の対策をより高い水準に引き上げるための牽引役としても期待をしているトップレベル事業所の第4計画期間の目標像として、「事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所」を掲げ、ゼロエミッション化への取組を促進することといたしました。
削減義務率に関しては、排出削減の手法が多様化する中、第4計画期間もすべての新規制度対象事業所への削減義務率の段階適用を継続すること、これまでの認定事業所の削減実績は認定されていない事業所と同様の分布での削減率であること、今後、ゼロエミッション化に向けて省エネ・再エネ両面から排出削減を進める事業所をトップレベルに認定するという考え方を踏まえ、削減義務率の減少措置は原則として廃止することといたします。
一方、削減義務率の減少措置をすべて廃止すると、現在の認定事業所の削減計画への影響が想定されることから経過措置を提案いたしました。事業所の皆様から、既に第4計画期間での認定や再認定を目指して準備を進めていること等により、第4計画期間での削減義務率減少措置の拡充を希望する御意見を複数いただきました。
トップレベル認定に必要な大規模な高効率設備等の更新や運用対策等の実施には、一定の時間を要することは事実です。また、既に第4計画期間の認定に向けて設備更新等の対策を進めている場合、事業所の削減計画への影響という点では、現時点での認定有無に関わりなく同等と考えられます。
そのため、皆様からの御意見を踏まえ、経過措置として提案した内容に加え、既認定事業所が第4計画期間中に継続して再認定された場合、及び、都の第4計画期間の制度検討が始まる前から、既に制度対象となっている事業所が第4計画期間のトップレベル認定を目指した設備更新等の設計・工事等を計画・実施しており、その事実が確認可能な文書を添えて申請・認定された場合も、第4計画期間に限り、削減義務率の減少を認める方向で検討することといたします。

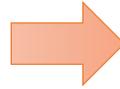
2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

(3) 認定による削減義務率等の取扱い

<パブリックコメントを踏まえた対応方針（案）>

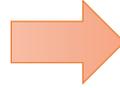
これまでの検討内容

① **新規**の制度対象事業所の削減義務率減少措置は**義務率段階適用へ集約**し、第4期からのトップレベル認定においては、原則として削減義務率減少なし



新規制度対象事業所であっても、省エネに加え再エネによる排出削減が可能なこと
から、これまでの内容を変えず、削減義務率減少はなし

② **既認定**事業所は、**これまでの削減計画への配慮**の観点から、経過措置として、3/5又は4/5へ削減義務率を減少。経過措置後の再認定は減少なし



既認定事業所以外にも、第4期認定を目指して**既に対策を進めている事業所(再認定用含む)**が存在。設備更新等に一定の時間を要することは事実であり、削減義務率減少の撤廃の公表前から対応を開始していた事業者への配慮、削減に向けた積極的な設備更新促進の観点から、一定の条件を満たした場合、削減義務率の減少を第4期に限り認めてはどうか



<第四計画期間のトップレベル認定による削減義務率等の取扱い（制度改正案）>

- 新規制度対象事業所は削減義務率の減少なし
- 優れた取組を進める認定事業所が早期に排出削減を進める後押しとなるよう、認定事業所の超過削減量の発行上限を撤廃
- 経過措置として、既認定事業所については、現行のトップレベル相当で3/5、準トップレベル相当で4/5の削減義務率の減少を可能とする
- 上記に加え、次の場合を経過措置の対象に加えることを検討
 - ① **既認定事業所が第4計画期間中に継続して再認定を申請・認定された場合**
 - ② **既に制度対象となっている事業所が、都の第4計画期間の制度検討が始まる前から第4計画期間のトップレベル認定に向けた設備更新等の計画・工事等を実施していることを確認可能な文書を添えて申請・認定された場合**

2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

<第四計画期間のトップレベル認定による削減義務率等の取扱いについて（制度改正案）>

パブリックコメント提示内容との変更箇所は赤字

	第三計画期間					第四計画期間				
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
2020年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度までに認定を受けたが継続しない期間がある場合	認定時の5年間、削減義務率減少率1/2(3/4)					認定期間が継続しない場合は削減義務率減少なし →但し、都の第4期の制度検討開始前から第4期認定に向けた設備更新の計画等が確認できる場合に限り、義務率減少あり*				
2021年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					減少率3/5(4/5)	削減義務率減少なし → 第4期に限り義務率減少あり			
2022年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)		削減義務率減少なし → 第4期に限り義務率減少あり		
2023年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度認定の場合	減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2025年度認定の場合						第4計画期間で新規認定した場合は削減義務率減少なし →但し、第3期までの制度対象事業所で、都の第4期の制度検討開始前から第4期認定に向けた設備更新の計画等が確認できる場合に限り、義務率減少あり*				

- ・破線：期をまたいで継続して削減義務率を減少（第四計画期間から削減義務率減少率3/5(4/5)へ変更）
- ・括弧内は準トップレベル事業所（第4計画期間は、地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所）の減少率

※第4計画期間に限り、認定年度以降、削減義務率減少あり

2 第四計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の改正事項の整理

(4) 認定等の手続の負担軽減、公表等

<主な御意見と都の考え方>

【主な御意見】

- トップレベル認証は、省エネ対策等において既に極めて高い基準をクリアしていることから、認証の質は担保しつつ、更なる手続き負担の軽減を検討するとともに、認証取得インセンティブを充実することにより、各事業所(者)が認証取得を目指す制度設計となるよう引き続き検討してほしい。

【全3件 うち非公表希望1件あり(負担軽減の手法に賛同する趣旨の御意見)】

【都の考え方】

- 2050年のゼロエミッション化実現に向け、第4計画期間のトップレベル事業所認定制度は、省エネ対策に加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進いたします。そのため、削減義務率の減少に代わり、超過削減量の発行上限の撤廃、都による表彰等を検討しております。また、トップレベル事業所の認定は、既に、不動産に投資する会社やファンド等に対するESGの評価指標であるGRESBリアルエステイト評価の「グリーンビル認証」の分野や、国内のDBJ Green Building認証において、有効な認証として認められており、今後も、様々な関係機関等と連携し、トップレベル認定による事業所の社会的・経済的価値の向上等に努めてまいります。更に、認定の信頼性を確保しつつ、これまで実施してきた手法以上の事務手続の簡素化について引き続き検討してまいります。

<第四計画期間の認定等の手続の負担軽減、公表等について(制度改正案)>

○認定申請の信頼性と負担軽減を両立することを基本に、以下の負担軽減策を検討

※但し、手続の簡素化に向け手法を工夫した際に、さらなる確認が必要と判断される事象が生じた場合は、従来通りの検証を行う等、柔軟に対応するものとする

①調書・評価書作成の簡素化

- 作成負荷が高いが得点影響が小さい機器(ファンコイルユニット、変圧器、昇降機等)について、複数台を1行にまとめた記載を可能にする
- 評価項目の「根拠書類」の準備に関し、根拠書類と評価項目との対応関係を分かりやすく示す資料等を都が提示し、第三者検証に向けた事業所の負担が軽減できるよう検討

②第三者検証時の対応

- 事前に根拠書類を提出できる評価項目は、実地調査前の検証を可能とする
- 実地調査での各評価項目の根拠書類との突合確認は、根拠書類のサンプリングによる確認を適切に実施する方向で検討

③認定水準への適合状況の報告の簡素化

- 評価項目「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の自己評価について、軽微な改修の場合は、評価書・調書への反映を任意とする

○公表方法・広報の充実

- 第3計画期間までの取扱いに加え、認定事業所の再エネ利用に係る取組内容等も含めて公表
- 環境局ウェブサイト、SNS等の発信内容・手法の拡充、都による表彰、関係機関と連携した広報等、トップレベル事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう広報の取組を強化